

## 対米追加関税の適用除外制度について

国務院関税税則委員会は2019年5月29日、対米追加関税の適用除外制度に関する手続きの詳細等を発表した。適用除外申請は、品目に応じて申請期間が設けられており、第1期は2019年6月3日～7月5日、第2期は2019年9月2日～10月8日である。在中国企業および各業界団体は財政部関税政策研究センターの公式サイト (<https://gszx.mof.gov.cn>) にアクセスし、登録、ログインを行い、適用除外申請フォームに必要事項を記入する。

### 適用除外品目リスト (第1期)

#### ・適用除外品目リスト (第1弾)

国務院関税税則委員会は、『第1期対米追加関税品目の第1弾適用除外リストに関する公告』(税委会公告〔2019〕6号)を2019年9月11日に公布した。当該公告は2019年9月17日より実施。

同公告には、適用除外申請期間の第1期(6月3日～7月5日)に申請された品目のうち、同委員会の審査を経て決定された16品目が2つのリストに分けて掲載された。

[リスト1](#)に掲載されている12品目は、2019年9月17日から2020年9月16日(1年間)まで、米国の通商法301条に基づく措置への対抗措置としての追加関税賦課を行わない。既に課された追加関税を還付するとしており、該当する企業は9月11日から6カ月以内に税関に還付申請をすることができる。

[リスト2](#)に掲載されている4品目は、2019年9月17日から2020年9月16日(1年間)まで、米国の通商法301条に基づく措置への対抗措置としての追加関税賦課を行わない。既に課された追加関税の還付は行わない。

当該公告のリストに掲載されている16品目に対する適用除外期限は1年間延長され、2021年9月16日まで追加関税賦課を行わないことになった。

#### ・適用除外品目リスト (第2弾)

国務院関税税則委員会は、『第1期対米追加関税品目の第2弾適用除外リストに関する公告』(税委会公告〔2019〕8号)を2019年12月19日に公布した。当該公告は2019年12月26日より実施。

当該リストに掲載されている6品目は、2019年12月26日から2020年12月25日(1年間)まで、米国の通商法301条に基づく措置への対抗措置としての追加関税賦課を行わない。既に課された追加関税の還付は行わない。

当該公告の[リスト](#)に掲載されている6品目に対する適用除外期限は1年間延長し、2021年12月25日まで追加関税賦課を行わないことになった。

『米国産の一部輸入品に対する追加関税課税の中止に関する公告』(税委会公告〔2019〕7号)

## 中国 関税制度

1. 2019年12月15日12時01分より、『国务院関税税則委員会による米国産の一部輸入品（第三回）に対し関税を課税する公告』（税委会公告〔2019〕4号）の添付2の商品に対し、税委会公告2019年4号にて規定される追加関税課税を行わない。
2. 2019年12月15日12時01分より、『国务院関税税則委員会による米国産自動車およびその部品に対し、追加関税を課税する公告』（税委会公告〔2019〕5号）を適用しない。

## 『米国産の一部輸入品に対する追加関税課税の調整に関する公告』（税委会公告〔2020〕1号）

2020年2月14日13時01分より、『国务院関税税則委員会による米国産の一部輸入品（第三回）に対し関税を課税する公告』（税委会公告〔2019〕4号）に規定される税率を調整する。

## 『国务院関税税則委員会による対米追加関税商品の市場化買い付けによる適用除外に関する公告』（税委会公告〔2020〕2号）

中国国内企業の申請に応じて、市場・商業的な原則に基づき、条件に該当する商品の輸入について、一定の期間内において、米国の通商法301条に基づく措置への対抗措置としての追加関税賦課を行わない。

## 適用除外品目リスト（第2期）

## ・適用除外品目リスト（第1弾）

国务院関税税則委員会は、『対米追加関税品目の第2期第1弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2020〕3号）を2020年2月21日に公布した。

[リスト1](#)に掲載された55品目については、2020年2月28日から2021年2月27日（1年間）まで、米国の通商法301条に基づく措置への対抗措置としての追加関税賦課を行わない。すでに課された追加関税は還付するとしており、該当する企業は2020年2月21日から6カ月以内に税関に還付申請をすることができる。

[リスト2](#)に掲載された10品目については、2020年2月28日から2021年2月27日（1年間）まで、米国の通商法301条に基づく措置への対抗措置としての追加関税賦課を行わない。すでに課された追加関税の還付は行わない。

## ・適用除外品目リスト（第2弾）

国务院関税税則委員会は、『対米追加関税品目の第2期第2弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2020〕4号）を2020年5月12日に公布した。

当該[リスト](#)に掲載された79品目については、2020年5月19日から2021年5月18日（1年間）まで、米国の通商法301条に基づく措置への対抗措置としての追加関税賦課を行わない。すでに課された追加関税は還付するとしており、該当する企業は2020年5月12日から6カ月以内に税関に還付申請をすることができる。

## 『国务院関税税則委員会による対米追加関税品目の第3弾適用除外期限延長リストに関する公告』（税委会公告〔2021〕2号）

## 中国 関税制度

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第2期第1弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2020〕3号）に基づき、対米追加関税品目の第2期第1弾適用除外リストの期限が2021年2月27日に到来するが、国務院関税税則委員会は、これら品目に対する適用除外期限を延長することを決定した。

[別紙](#)に掲載されている65品目については、税委会公告〔2020〕3号に規定される適用除外期限を延長し、2021年2月28日から2021年9月16日までとし、引き続き米国の通商法301条に基づく措置への中国の対抗措置としての追加関税賦課を行わない。

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第4弾適用除外期限延長リストに関する公告』（税委会公告〔2021〕5号）

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第2期第2弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2020〕4号）に基づき、対米追加関税品目の第2期第2弾適用除外リストの期限が2021年5月18日に到来するが、国務院関税税則委員会は、これら品目に対する適用除外期限を延長することを決定した。

[別紙](#)に掲載されている79品目については、税委会公告〔2020〕4号に規定される適用除外期限を延長し、2021年5月19日から2021年12月25日までとし、引き続き米国の通商法301条に基づく措置への中国の対抗措置としての追加関税賦課を行わない。

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第5弾適用除外期限延長リストに関する公告』（税委会公告〔2021〕7号）

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の（第1期）第1弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2020〕8号）および『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第3弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2021〕2号）に基づき、対米追加関税品目の第1弾適用除外リストおよび第3弾適用除外リストの期限が2021年9月16日に到来するが、国務院関税税則委員会は、これら品目に対する適用除外期限を延長することを決定した。

[別紙](#)に掲載されている81品目については、税委会公告〔2020〕8号および〔2021〕2号に規定される適用除外期限を延長し（2021年9月17日から2022年4月16日まで）、引き続き米国の通商法301条に基づく措置への中国の対抗措置としての追加関税賦課を行わない。

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第6弾適用除外期限延長リストに関する公告』（税委会公告〔2021〕9号）

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の（第1期）第2弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2020〕10号）および『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第4弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2021〕5号）に基づき、対米追加関税品目の第2弾適用除外リストおよび第4弾適用除外リストの期限が2021年12月25日に到来するが、国務院関税税則委員会は、これら品目に対する適用除外期限を延長することを決定した。

税委会公告〔2020〕10号および〔2021〕5号に掲載された商品に対し、2021年12月26日から2021年12月31日まで、引き続き米国の通商法301条に基づく措置への中国の対抗措置としての追加関税賦課を行わない。[別紙](#)に掲載されている商品に対し、2022年1月1日から2022年6月30日まで、引き続き米国の通商法301条に基づく措置への中国の対抗措置としての追加関税賦課を行わない。

**『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第7弾適用除外期限延長リストに関する公告』（税委会公告〔2022〕4号）**

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第5弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2021〕7号）に基づき、対米追加関税品目の第5弾適用除外リストの期限が2022年4月16日に到来するが、国務院関税税則委員会は、これら品目に対する適用除外期限を延長することを決定した。

[別紙](#)に掲載されている商品に対し、2022年4月17日から2022年11月30日まで、引き続き米国の通商法301条に基づく措置への中国の対抗措置としての追加関税賦課を行わない。

**『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第8弾適用除外期限延長リストに関する公告』（税委会公告〔2022〕7号）**

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第6弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2021〕9号）に基づき、対米追加関税品目の第6弾適用除外リストの期限が2022年6月30日に到来するが、国務院関税税則委員会は、これら品目に対する適用除外期限を延長することを決定した。

[別紙](#)に掲載されている商品に対し、2022年7月1日から2023年2月15日まで、引き続き米国の通商法301条に基づく措置への中国の対抗措置としての追加関税賦課を行わない。

**『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第9弾適用除外期限延長リストに関する公告』（税委会公告〔2022〕10号）**

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第7弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2022〕4号）に基づき、対米追加関税品目の第7弾適用除外リストの期限が2022年11月30日に到来するが、国務院関税税則委員会は、これら品目に対する適用除外期限を延長することを決定した。

[別紙](#)に掲載されている商品に対し、2022年12月1日から2023年5月31日まで、引き続き米国の通商法301条に基づく措置への中国の対抗措置としての追加関税賦課を行わない。

**『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第10弾適用除外期限延長リストに関する公告』（税委会公告〔2023〕1号）**

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第8弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2022〕7号）に基づき、対米追加関税品目の第8弾適用除外リストの期限が2023年2月15日に到来するが、国務院関税税則委員会は、これら品目に対する適用除外期限を延長することを決定した。

[別紙](#)に掲載されている商品に対し、2023年2月16日から2023年9月15日まで、引き続き米国の通商法301条に基づく措置への中国の対抗措置としての追加関税賦課を行わない。

**『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第11弾適用除外期限延長リストに関する公告』（税委会公告〔2023〕6号）**

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第9弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2022〕10号）に基づき、対米追加関税品目の第9弾適用除外リストの期限が2023年5月31日に到来するが、国務院関税税則委員会は、これら品目に対する適用除外期限を延長することを決定した。

[別紙](#)に掲載されている商品に対し、2023年6月1日から2023年12月31日まで、引き続き米国の通商法301条に基づく措置への中国の対抗措置としての追加関税賦課を行わない。

**『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第12弾適用除外期限延長リストに関する公告』（税委会公告〔2023〕7号）**

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第10弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2023〕1号）に基づき、対米追加関税品目の第10弾適用除外リストの期限が2023年9月15日に到来するが、国務院関税税則委員会は、これら品目に対する適用除外期限を延長することを決定した。

[別紙](#)に掲載されている商品に対し、2023年9月16日から2024年4月30日まで、引き続き米国の通商法301条に基づく措置への中国の対抗措置としての追加関税賦課を行わない。

**『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第13弾適用除外期限延長リストに関する公告』（税委会公告〔2023〕11号）**

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第11弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2023〕6号）に基づき、対米追加関税品目の第11弾適用除外リストの期限が2023年12月31日に到来するが、国務院関税税則委員会は、これら品目に対する適用除外期限を延長することを決定した。

[別紙](#)に掲載されている商品に対し、2024年1月1日から2024年7月31日まで、引き続き米国の通商法301条に基づく措置への中国の対抗措置としての追加関税賦課を行わない。

**『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第14弾適用除外期限延長リストに関する公告』（税委会公告〔2024〕3号）**

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第12弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2023〕7号）に基づき、対米追加関税品目の第12弾適用除外リストの期限が2024年4月30日に到来するが、国務院関税税則委員会は、これら品目に対する適用除外期限を延長することを決定した。

[別紙](#)に掲載されている商品に対し、2024年5月1日から2024年11月30日まで、引き続き米国の通商法301条に基づく措置への中国の対抗措置としての追加関税賦課を行わない。

**『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第15弾適用除外期限延長リストに関する公告』（税委会公告〔2024〕6号）**

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第13弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2023〕11号）に基づき、対米追加関税品目の第13弾適用除外リストの期限が2024年7月31日に到来するが、国務院関税税則委員会は、これら品目に対する適用除外期限を延長することを決定した。

[別紙](#)に掲載されている商品に対し、2024年8月1日から2025年2月28日まで、引き続き米国の通商法301条に基づく措置への中国の対抗措置としての追加関税賦課を行わない。

**『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第16弾適用除外期限延長リストに関する公告』（税委会公告〔2024〕10号）**

『国務院関税税則委員会による対米追加関税品目の第14弾適用除外リストに関する公告』（税委会公告〔2024〕3号）に基づき、対米追加関税品目の第14弾適用除外リストの期限が

## 中国 関税制度

2024年11月30日に到来するが、国務院関税税則委員会は、これら品目に対する適用除外期限を延長することを決定した。

[別紙](#)に掲載されている商品に対し、2024年12月1日から2025年2月28日まで、引き続き米国の通商法301条に基づく措置への中国の対抗措置としての追加関税賦課を行わない。